

青年學校未就學者

特別訓練實施に就て!

今日の大東亞戰爭を勝ち抜くためには青少年の教育が最も重要であることは申す迄もありません。一國の盛衰と興亡は其國の青少年の數と實とにかゝつて居ります。茲に於て國

家は昭和十四年から青年學校の義務制を實施し現在夫れが本科二年迄及んで居りますが本科三年以上の年齢に該當するものゝ内には相當多數青年學校未就學者がありますので今回

之等の未就學者に對して一人も洩なく軍事的基礎訓練を施して國防能力を増進すると共に國體の本義に徹せる皇國青年の練成を施すために全国的に特別訓練を實施することとなつたのであります。故に本科三年以上の年齢該當者即ち大正十二年四月二日生より大正十五年四月一日生迄のものにして青年學校に出席しないものは必ず今回の特別訓練を受けなくてはならないことになつて居ります

そして此の特別訓練該當者には知事司令官名を以て訓練召集令狀を發し訓練終了後は査閱を行ひ證明書を授與し徴兵検査には必ず此の證明書を持參することになつて居ります。

當上田市に於ても右年齢該當者にして青年學校未就學者の調査を行つたので近く特別訓練を實施することとなつて居りますが中には此の調査

に洩れて居る者もあるかと思ひますから特別訓練該當者は至急市教育課へ申告する等連絡し一人も洩れるものゝない様に致したいのであります。何卒市民各位の御協力を願ふ次第であります。

◎ 彙 報

庶 務

大詔奉讀式

十月八日午前八時三十分より三階

英 靈 凱 旋

- | | | |
|-------|---------|--------|
| 十月九日 | 鍛冶町出身 | 堀内辰雄殿 |
| 十月十二日 | 新田出身 | 土屋馨殿 |
| 十月十四日 | 故海軍一等水兵 | 中之條出身 |
| | 故陸軍伍長 | 塩野崎正一殿 |
| | 上紺屋町出身 | 宮崎侑三殿 |
| | 故陸軍伍長 | |
| | 故陸軍伍長 | |

に於て全職員參列の下に詔書奉讀式舉行せり。

市役所員常會

十月八日午後四時より會議室に於て市役所員參集常會開催有意義に種々の研究懇談せり。

講演と映畫會

社團法人日本海員救濟會主催にて海事思想普及講演と映畫會を市公會堂に開催、講演者は同會常務理事角谷揆一氏にして、會衆約六百名なり

選舉人名簿調製

昭和十七年九月十五日現在に依り各區長を煩して取まとめた申告書に依り衆議院議員及市會議員選舉人名簿は、目下庶務課に於て全力をつくして調製中にて來る十一月五日より十五日間之が名簿を市役所に於て縦覽に供すべきにつき、關係者は縦覽せられたし。

所得調査委員

同補缺員選舉

十月十日午前九時より午後三時迄

上田市役所に於て上田稅務署所轄内市部所得調査委員及同補缺員の選舉執行、同三時十分より開票の結果左の通りなり。

○投票人の總數 五百人
○投票の總數 九百九十九票

内 所得調査委員 五百票
補缺員 四百九十九票

有効 所得調査委員 四百八十七票
補缺員 四百四十五票

無効 所得調査委員 十三票
補缺員 五十四票

○被選舉人氏名及得票數
所得調査委員

百六票	花岡 爲雄
九十九票	飯島 新三郎
八十八票	水野 鼎藏
八十四票	田口 磯右衛門
十四票	瀧澤 一郎
七票	柳澤 章三郎
各二票宛	田中 昌三郎
	塩入 清
	増澤 兵衛
同 補缺員	三戸部 政木

百一票	柳澤 章三郎
八十九票	土屋 彌十郎
八十票	増澤 兵衛
七十四票	三戸部 政木
六十六票	田中 昌三郎
九票	花岡 爲雄
八票	飯島 新三郎
三票	成澤 三十郎
各二票宛	成澤 忠兵衛
	水野 鼎藏
	田口 磯右衛門
	荒井 民次郎
	佐々木 卓一
各一票宛	成澤 淺水
	松尾 時次郎
	小山 昌造
	松野 喜太郎
	石田 和七
	高橋 力
	以上

振興

翼賛會市支部常務委員會

一、日時 九月二十二日午後七時半

一、場所 上田市役所
一、議事

1、工場招致ト轉廢業對策ノ件
2、所得稅調査委員推薦選舉ニ關スル件

市常會

一、日時 九月廿五日午後七時十分
一、場所 上田市役所
一、議事

1、所得稅調査委員推薦選舉ニ關スル件

右ハ縣ノ指示ニ基キ推薦選舉ニ依リ適格者ヲ選出スルコトヲ申合セ銓衡委員ヲ指名スベキ人ノ選任ヲナスニ當リ淺井市長ヲ推ス

所得調査員銓衡委員會

2、工場招致ト轉廢業ノ關係ヲ密ニシ上田市ヘ招致ノ各工場作業開始ノ際ハ出來ル限り多クノ轉業者ヲ之レニ向ハシムルコトニ決定セリ

一、日時 九月二十七日午前九時

一、場所 上田市役所

一、經過

1、委員ハ市長(支部長)ノ推薦ニ

辭令

依願解雇 堀江須美子

全 關口 信雄

任書記(振興課勤務)書記補 宮島 芳男

任書記補(兵事課勤務) 西澤 延雄

命兵事課勤務 本藤清之丞

命經濟課勤務 西山 織治

命教育課勤務 長谷川宗平

命土木工手(工務課勤務) 臨時工手 藤井 英雄

命雇(稅務課勤務) 臨時雇 富田 洋

命雇(水道課勤務) 臨時雇 吉田 信義

(以上十月十四日附)

○上田市立商工學校教職員異動

新任 校長 湯川 始

(九月二十五日附)

熊本市立商工學校ヨリ 教授囑託(教練體操) 西澤 辨吉

(九月三十日附)

出張

九月自十五日至十六日 手塚(秀)主事貯

蓄獎勵用務ノ爲長野市及別所村へ出張

九月自十七日至十八日 淺井市長、工場

招致用務ノ爲メ東京市へ出張

九月自十七日至十八日 (手塚)秀主事、

工場招致用務ノ爲市長ト同行東京市へ

ヨリ左記ノ者出席セリ
イ、委員長 淺井敬吾
ロ、特別銜委員―西澤辨吉、
成澤淺水、小林九十九、井上
柳梧、飯島新三郎、田中傳太
郎、塩入清

ハ、地域銜委員―松高虎男、
川上菊二、小山昌造、成澤三
十郎、松野喜太郎、松尾時次
郎、柳澤昇輔

2、委員會ノ結果ハ左ノ者ヲ適任
者トシテ決定發表セラレタリ
イ、所得調査員候補者―飯島新
三郎、花岡爲雄、田口磯右衛
門、成澤忠兵衛、水野鼎藏

ロ、所得調査員補缺員―田中昌
三郎、土屋彌十郎、柳澤章三
郎、増澤兵衛、三戸部政木

京濱工業家第一次懇談會
一、日時 十月十二日午後五時
一、場所 東京丸ノ内會館

出席者
1、當市淺井市長、手塚振興課長
2、其他 縣經濟部長後藤眞三男
縣會議長瀧澤一郎、縣商工課
長永田喜一郎、縣商工主事北
島仙一、縣特別委員平島安久
長野市長高野忠衛、松本市長

百瀬渡、岡谷市長今井悟樓、
飯田市長遠山方景、諏訪市長
宮坂伊兵衛、長野勸業課長黒
岩敏雄、松本産業課長福澤兵
七、岡谷産業課長林光豊、飯
田産業課長福澤福男、諏訪經
濟課長濱田實造、來賓日本蠶
絲統制株式會社社長今井五介、
日本曹達株式會社監査役今井
文平、三菱重工業株式會社常
務取締役原耕三、東京市理事
大草又藏、理研光學工業株式
會社監査役大久保八朔、日本
油脂株式會社取締役金井眞澄
石川島造船所取締役笠原逸二
石川島芝浦タービン株式會社
取締役吉江介三、片倉製絲株
式會社取締役武井覺太郎、日
本鑄物工業組合聯合會長瀧澤
七郎、日本無線電信電話株式
會社專務中島進治、富士寫真
フィルム株式會社監査役長井
村太、新瀨鐵工蒲田工場計畫
部長久保田金吾、日本ステレ
オス株式會社專務取締役瀨黒
幸一、三菱電氣株式會社關澤
房豊

右ノ通り縣工業振興會幹部ト長野
縣出身京濱工業家ノ合同ニヨリ長野

縣ノ工業振興ニ格別ノ援助ヲ乞フ旨
後藤縣經濟部長ヨリ挨拶アリ、各工
業家ヨリ出來ル限り便宜ヲ計ルムネ
ノ回答アリ、向後兩者ニ連絡機關ヲ
設置シテコレガ具體化ヲナスコト、
シ有意義ニ懇談會ヲ終了セリ。



常會資料

十一月ノ常會徹底事項

一、新穀感謝ノ念ヲ
深メマセウ

畏クモ天照大神ハ永遠ニ榮エ行ク
日本國民ニ食糧ヲコト缺カヌ様ニト
思召サレテ、皇孫ヲコノ國ニ御降シ
遊バサレタ時、齊庭ノ稻穂ヲオ授ケ
アラセラレ、コノ稻穂ガ御歴代ノ
天皇ノ御聖恩ニヨツテ今日私達國民
ノ尊イ食糧ノモト、ナツテキルノデ
アリマス。
二十三日ノ新嘗祭ハ戰時下ニ生産セ
ラレタ本年ノ新穀ヲ 天皇陛下御親

- 出張
九月自十七日至十八日 芦田書記、青少
年團事務主任者鎌成講習會出席ノタメ
別所村へ出張
- 九月十八日 廣瀬收入役、小宮山書記補
石炭陳情ノ爲長野市へ出張
- 九月十八日 伊藤書記、防空用務ノ爲長
野市へ出張
- 九月十八日 木内助役海外移住用務ノ爲
長野市へ出張
- 九月自十八日至十九日 山浦委員、宮島
書記補自治刷新狀況視察ノ爲上伊那郡
中澤村、中箕輪村、飯田市へ出張
- 九月自二十一日至二十二日 淺井市長、
廣瀬收入役、中澤主事中部都市稅務協
議會出席ノ爲長野市へ出張
- 九月二十一日 伊藤書記、自動車啣筒車
輔性能檢査用務ノ爲長野市へ出張
- 九月二十二日 手塚(宣)主事、水道用務
ノ爲メ塩尻村へ出張
- 九月自二十二日至二十五日 荒井書記、
戸坂書記補整理徵兵事務準備並抽籤執
行ノ件ニ關シ長野市へ出張
- 九月自二十二日至二十三日 國民健康保
險組合設立事務視察ノ爲飯田市へ出張
- 九月二十三日 小林主事、豫算編成打合
ノ爲長野市へ出張
- 九月二十三日 瀨在主事、傷病軍人長野
療養所病死者並殉職看護婦合同慰靈祭

ラ 天照大神ヲ初メ奉リ天神地祇ニ
 供へ給ヒテ、神々ト共ニキコシメサ
 セ給フイトモ嚴肅ナ祭儀デアリマス
 從ツテコノ日ヲ中心トシテ全國一齊
 ニ新穀感謝ノ行事ガ行ハレマス。
 オ互ニ一粒ノ米ニモコモル有難キ、
 神恩 皇恩ニ感謝シ奉リ今年ノ豐作
 ニモ心ヲ緩メルコトナクオ互ニ相戒
 メ彌々食糧尊重食糧増産節米勵行ノ
 念ヲ深メルタメ次ノ事項ノ實行ニ努
 メマセウ。

(一) 食糧ヲ尊重致シマセウ

- 1、新嘗祭ハ各神社デ行ハレマス
 カラ當日ハ氏神ニ參拜スルコト
- 2、各家庭デハ毎朝神棚ニ御供へ
 テ致シマセウ
- 3、食糧ヲ粗末ニスルコトハマコ
 トニ「勿體ナイ」コトデス調理
 方法ヤ食ベ方ナドニ工夫ヲ凝シ
 出來ルダケ厨芥ヲ出サヌ様ニ努
 メマセウ
- 4、食物ハ完全ニ咀嚼シテ榮養分
 ノ攝取ニ努メマセウ
- 5、食前食後ニハ必ず感謝ノ言葉
 テ捧ゲマセウ

(二)

- 6、生鮮食糧品ノ配給ハオ互ニ感
 謝ノ心持デヨク行キワタルヤウ
 ニシマセウ
- 1、食糧増産ト供出ニ努メマセウ
- 1、農家デハ米穀ノ正確ナ生産高
 ヲ調査報告致シマセウ
- 2、政府ヘノ供出ハ之ヲ確實ニ實
 行シ今年ノ豐作ノ有終ノ美ヲ飾
 リマセウ
- 3、麥播ノ割當面積ヲ必ず作付致
 シマセウ
- 4、堆肥ノ増成ニ努メマセウ
- 5、落穂拾ヒモ完全ニ致シマセウ
- 6、都市デハ空地ヲ利用シテ盛シ
 ニ蔬菜ノ栽培ニ努メマセウ

二、燃料ト電氣ノ

消費節約ニ努メマセウ

燃料ト電氣ハ戰爭遂行ノ原動力デ
 ス。オ互ノ家庭デ出來ルダケ節約シ
 テ、生産力擴充ヤ、國防上必要ナ方
 面ヘ廻シヤウニ努メマセウ。コノタ
 メ燃料ニツイテハ十月十六日カラ一
 週間全國一齊ニ「燃料週間」ガ行ハ
 レマシタ。マタ電氣ノ消費制限モ十

一月一日カラ實施サレ一定ノ限度以
 上ハ電氣ヲ使フト特ニ高イ料金ヲ支
 拂フコトニナリ場合ニヨツテハ電氣
 ヲ止メラル、コトモアリマス。

(一) 燃料ノ節約ニ努メマセウ

- 1、木炭―割當數量ニヨツテ毎日ノ
 消費量ヲ割り出シ計畫ノテ使ヒ方
 ナスルコト、水氣ノアルノハ損、
 ヨク乾カシテ使フコト、殘火ハ必
 ズ火消盡ヘ、屑炭ハ火鉢ノ炭ノ下
 ヘ、一片ノ木炭モ大切ニスルコト
- 2、薪粗朶―無駄火ヲツ、シミ努メ
 テ薪ヤ粗朶ヲ節約致シマセウ。燻
 スト不經濟、小サク割り過ギテモ
 不經濟デス
- 3、煉炭―ヨク乾カシテカラ使ヒ、
 炊事用、ストーブ用、風呂ナド用
 途ニ應ジテ専用ノモノヲ使フコト
- 4、豆炭―コンロナドデ使フ場合、
 量ヲ八分目ニシテ、通風ヲ良クス
 ルコト、高熱ノ時ニ炊事用等ニ利
 用シソノ後ハ採燐用、火消盡ヘ
- 5、其ノ他―都市ノガスタ使フニモ
 ヨク注意シテ割當量ヲ更ニ節約ス
 ルコト

參列ノ爲長野市へ出張

九月二十五日 藤澤主事補、庶務事務打
 合ノ爲長野市へ出張

九月二十五日 淺井市長、徴兵抽籤實施
 ノ件ニ關シ長野市へ出張

九月自二十六日至二十七日 中澤主事

飯塚書記、柳澤書記、手塚書記、甲田
 雇、縣下各市稅務協議會出席ノ爲諏訪
 市へ出張

九月自二十七日至二十八日 手塚(秀)主

事工場招致用務ノ爲別所村へ出張

九月二十九日 甲田主事補、教育用務ノ

爲長野市へ出張

九月二十九日 岡本主事、行賞及防衛用

務ノ爲長野市へ出張

九月二十九日 芦田書記教育用務ノ爲長

野市へ出張

九月二十九日 廣瀬收入役、久保書記、

會計用務ノ爲長野市へ出張

十月一日 小林主事、工場招致用務ノ爲

長野市へ出張

十月自一日至三日 三井主事、中部日本

都市産業協議會出席ノ爲松本市へ出張

十月三日 森書記、銃後善行者表彰式參

列ノ爲長野市へ出張

十月三日 瀨在主事、職及軍人軍屬慰靈

祭參列ノ爲松本市へ出張

十月自五日至六日 長谷部委員、工場招

致用務ノ爲東京市へ出張

(二) 電燈ノ節約ニ努メマセウ
 1、電燈ノ使用限度ヲ守リマセウ
 各家庭デハ一ヶ月ニ使用出來ル電
 力量ハ十燈迄ハ二十五キロワット
 時デ、十燈ヲ超過スル場合ハソノ
 一燈ニ付一キロワット時ヲ加ヘタ
 モノ、事務所ヤ料理店等デハ五キ
 ロワット時ニ燈數ヲ掛ケタモノ、
 商店ヤ理髮店等デハ七キロワット
 時ニ燈數ヲ掛ケタモノデス。コノ
 使用限度ヲ嚴守スルコト

2、電燈節約ノ工夫ヲ致シマセウ
 用ノナイ時ヤ寢ル時ハ忘レズニ消
 燈スルコト、電球ヤ笠ノ汚レヲ時
 々掃除スルコト、裸電燈ハ不經濟
 デス。電氣ヲ浪費スル不良電球ヲ
 使ハヌコト、店先ノ電燈ハ無用ニ
 明ルサヲ競ハヌコト、客室ヤ廊下
 ニ必要以上ノ電燈ヲツケヌコト、
 時々メートルヲ見テ電燈ノ使ヒ方
 ニ注意スルコト

三、闇取引ト情實

實買ヲ絶滅シマセウ

皇軍ノ戰果ト勞苦ニ應ヘ堅ク銃後

ヲ守ツテ長期戰ニ勝チ抜キマス爲ニ
 ハ、戰時經濟ヲ安定スル事ガ絶對ニ
 缺クコトノ出來ナイ要件デ、眞ニ戰
 時經濟ヲ公正明朗ニ保ツニハ先ヅ以
 テ物ノ賣買取引ヲ正シクセネバナリ
 マセン。

益々重大ナ時局ニ應ジ今後一層配給
 ヤ價格ノ規則ヲ嚴守シ、賣ルニモ、
 買フニモ公平ニ公正ニ國策ノ指シ示
 ス所ニ從ツテ銃後國民ノ眞心ヲ日常
 ノ經濟生活ニ發揮致シマセウ

戰時經濟國策ヲ案ス闇取引ヤ情實賣
 買ハ知ラズ識ラズ米英ニ内應シテ戰
 爭完遂ヲ妨グル恐ルベキ行爲デアリ
 マス

國民一體協力シ、相勵マシ、相戒メ
 テ公正明朗ナ賣買取引ヲ致シマセウ
 右ニ關シテハ翼賛壯年團ソノ他諸團
 體ヲ動員スルト共ニ本月中ニ闇絶滅
 週間ヲ設ケテ飽クマデ其ノ實踐ヲ圖
 ル筈デアリマス。

× × ×



圖書館 便 館 裏

時局下婦人の讀書

時局下婦人の讀書を如何にすべき
 か、換言すれば高度國防國家體制下
 にある日本は、婦人に對し何を要求
 するかの問題である。家庭の主婦と
 して國民榮養を主宰し、賢母として
 强健なる次代國民を生み、子供を強
 く正しく訓育して行くことに婦人最
 高の御奉公があるのではないか。從
 つて婦人の讀書指導も主として此の
 線に沿うて行くべきであると考へる
 即ち

一、國民榮養の確保

二、乳幼兒の愛護

三、子供の正しき躰

此三項に重點を置いて行くならば、
 時局下婦人の讀書を指導するに萬間
 違はないでありませう、此點に關し
 て少しく考へて見たい。

▲國民榮養の確保——大東亞戰爭を
 勝抜くために國民は飽くまで健康で

十月自六日至七日 丸山書記、報價金滯
 納督促用務ノ爲神川村へ出張

十月七日 笠原書記補、第五回戰時軍人
 軍屬慰靈祭遺族引奉ノ爲長野市へ出張

十月自七日至八日 森書記、健康保險組
 合設立事務視察ノ爲岡谷市へ出張

十月自七日至九日 岡本主事戰死者遺骨
 迎ノ爲横須賀市へ出張

十月八日 瀨在主事移殖民課長會議出席
 ノ爲長野市へ出張

十月九日 淺井市長、遺骨迎ノ爲輕井澤
 町へ出張

十月自十一日至十三日 手塚(秀)主事、
 貯蓄獎勵及工場招致用務ノ爲東京市へ
 出張

十月自十二日至十三日 淺井市長、工場
 招致用務ノ爲東京市へ出張

十月十二日 高島主事補、經濟調査用務
 ノ爲長野市へ出張

十月十二日 山岸書記、飯塚書記、柳澤
 書記稅務協議會出席ノ爲神川村へ出張

十月十二日 手塚書記、宮島囑託右同伴
 十月十二日 堀内委員、手塚(初)委員、
 手塚(宣)主事、水道電力料ニ關シ陳情
 ノ爲長野市へ出張

十月十二日 木内助役、遺骨迎ノ爲篠ノ
 井町へ出張

十月十三日 廣瀬收入役、尾澤書記需品
 用務ノ爲長野市へ出張

なければならぬ。單に病氣をせぬと云ふだけでなく飽くまでも頑健でなければならぬ。それが爲めには榮養の補給を充分にしなければならぬ、時局下食糧品の補給に多少の不便はあるであらうが、其處は頭の使いやうで何うにでも切り抜けて行きたいものである。お茶漬サラ／＼澤菴バリ／＼といふのが國民榮養最低の基準であるかのやうに考へられて居る。成程米は消化もよし榮養分も多分にあり國民食としては適當なものであるとしても、榮養學の上から云へば不完全なものである。その不完全な部分は他の副食物を以て補はねばならない、其處に不斷臺所を主宰する婦人たちの考へねばならぬ問題があると思ふ。

敢えて榮養補給源の獲得と云ふ風には考へられないのは誠に遺憾である。新鮮なる野菜、新鮮なる魚鳥肉、新鮮なる山羊乳、農村都市の榮養補給源として誠にふさはしいものである。唯然し此等の榮養材を如何に主食物なる米と組合せて行くか、其處に新しい實際問題が幾つも／＼發生して來るであらう。婦人の榮養學と御料理の常識を最高度に備へて貰ひたいのは實に此の點にある。國民榮養を左右する力は婦人にある、従つて婦人は國民の元氣を興しもすれば消しもする。國家興廢の鍵が此の織手に委ねられて居るとの確乎たる自信の下に國民榮養確保のために精進せねばならないであらう。

今參考のために最近發刊された榮養學並にお料理の本二三を擧げて閱讀をおすゝめする。(本館藏書)

國民榮養操典 二、八〇
森川規矩著

食物と榮養 一、五〇
櫻井芳人著

國民食(榮養料理三百六十五口) 二、〇〇
加藤俊子著

▲乳幼児の愛護——國家が其富強を維持して行くためには一定の人口と物資とを必要とする。ところで資源を生かして使ふものは人間なのだから畢竟人間が澤山居るのでなければ國家は榮えて行かぬことになる。我が日本は今や大東亞共榮圈を統率して天下に號令しなければならぬ立場にあり人を要すること緊切なるものがある。生めよ殖えよとは國民の合言葉であるが、然し折角生み落した子を滿一歳に充たずして死亡せしめる母親が多いそうである。これは主として若い母親の育児に對する豫備智識が足りないところから來る。豈惧れざるべけんやである。どうすれば強い子供が生れるであらうか、どうすれば生れた子供を強く育て上げることが出来るか、これがすべての若いお母さまの熱烈なる願望でなければならぬ。これが爲には婦人は結婚準備としての優生學、また妊娠育児に關する有らゆる智識を了得するの必要があると思ふ。これは一方國家の要望に沿ふ所以であり、他方ま

- 十月十三日至十四日 國友書記、西澤 雇戶籍事務研究會出席ノ爲松本市へ出張
 - 十月十四日 永井書記補、遺骨迎ノ爲高崎市へ出張
 - 十月十四日 小林主事、教員優遇陳情ノ爲長野市へ出張
 - 十月十四日 高島主事補、工場勞務資料調査ノ爲長野市へ出張
 - 十月十四日 淺井市長、遺骨迎ノ爲輕井澤町へ出張
 - 十月十四日 瀨在主事、療養所設置豫定地實地調査案内ノ爲中塩田村及神科村へ出張
 - 十月十五日 小林主事、甲田主事補青年學校特別訓練打合せ會出席ノ爲小諸町へ出張
 - 十月十九日 木内助役、依田技師都市計畫地方委員會出席ノ爲長野市へ出張
 - 十月二十日至二十一日 小林主事藤澤主事補、武田書記六市庶務協議會出席ノ爲松本市へ出張
- 市廳舎内諸會合**
- 九月二十二日午後七時三十分 上田市翼會常務委員會
 - 九月二十二日午後七時三十分 上田市文化會理事會
 - 九月二十三日午前九時 勳章傳達式

た家庭内の悲劇を絶無ならしめる所
 以でもあるから若い婦人としては是
 非とも此の方面の常識を高めて行き
 たいものである。

素晴しい赤ちゃん 一、七〇

鳴海碧子著

標準育兒講座(三冊)

朝日新聞社編 七、五〇

など参考になる本である。當館所藏

最近購入

▲子供の正しい躰——子供は両親の
 子供であると同時にまた國家の子供
 でもある。吾々は子供の教育を國家
 目的に合致するやうに正しい躰をし
 なければならぬ。頑健なる身體、不
 撓不屈の意志、何事にも 天皇に歸
 一し奉る信念、一億一心の親和力、
 そう云つた躰を國家は吾々に要求し
 て居るのではないでせうか。世の母
 親たるもの國家緊急の此の要望に對
 して何しに無關心で居られやうか、
 婦人としての銃後第一の御奉公は正
 に此の點に存する筈であります。
 正しき母、強き母、やさしき母の
 訓陶の許にこそ正しくやさしい國民
 が生れて來るのではないでせうか。

家庭に於ける子供の鍛鍊 一、五〇
 青木誠四郎著
 國の子の家庭教育 二、二〇
 須田多喜雄著

昭和十七年度秋期清潔法検査施行成績表

最近發刊された數多い兒童訓育もの
 中此等の本は國家意識に目覺めつ
 たる婦人に對してより良き示唆を

區 名	總戸數	施行済	未済	空家
踏入區	一九一	一七三	一五	三
上常田區	二七〇	二三七	三〇	三
中常田區	三三三	二七七	二八	八
下常田區	一一四	九八	一三	三
北常田區	二八四	二四九	三五	一
材木町區	二二八	一六五	五四	九
北天神町區	二六八	二三九	二四	五
南天神町區	二二四	一八九	一八	七
横町區	二二八	一九三	二三	二
海野町區	二二〇	一九〇	一八	二
鷹匠町區	一七三	一四三	二五	五
常田町區	一七五	一六一	一一	三
松尾町區	一〇三	九一	一〇	二
既裏町區	一〇五	九三	一〇	二
新參町區	三九七	三四九	四一	七
丸堀町區	一八一	一六三	一七	一
原町南區	九一	八二	二	七
原町中區	三八	三七	一	一
原町北區	二八	二七	一	一
馬場町區	一八一	一四四	三五	二
袋町區	八〇	六九	八	三

- 九月二十五日午後七時三十分 市常會
- 九月二十六日午後七時 壯年團文化部會
- 九月二十八日午後一時三十分 市會並ニ市會協議會
- 九月三十日午後二時 急施市會協議會
- 十月三日午前九時 所得稅調查委員銜會
- 十月四日午前九時 警防團第三分團自動車ボンブ入魂式
- 十月四日午後二時 急施市會協議會
- 十月六日午後一時 方面委員會
- 十月六日 食肉業者配給打合會
- 十月八日午後四時 市吏員常會
- 十月九日午後七時 壯年團理事會
- 十月十四日午前九時 勳章傳達式
- 十月十七日午後五時 壯年團理事會

與へるであらう。

今や我國は高度國防國家體制の下
 にあり國民の一舉手一投足すべて皆
 無駄あることを許されない、讀書の
 やうな小さな事柄でも出來る限り國
 家目的に沿ふやうに考へられなけれ
 ばならぬ。忙しい家庭婦人が僅かに
 暇を見ての讀書にも以上三つの重點
 を置いて考へられたいと熱望して止
 まぬ次第である。

合 計	中之條區	御所區	三好町區	諏訪形區	小牧區	田町區	生塚區	諏訪部區	新町區	西脇區	柳原區	豐原區	新屋區	鎌原區	北大手町區	木町區	下紺屋町區	上紺屋町區	柳町區	新田區	下房山區	上房山區	愛宕町區	下川原柳町區	上川原柳町區	上鍛冶町區	鍛冶區
七、六二四	二一八	一五三	一七一	二三五	一〇七	六五	五二	一一二	一一三	一一三	六五	五二	九四	六六	一五七	二〇六	一五〇	一八三	五一	二七三	一五八	一二三	二二四	一〇九	一六七	七七	二四八
六、五一一	一六九	一一六	一五七	一八五	一〇七	五八	四〇	九四	八九	一一二	五五	四二	四一	五九	一四四	一九六	一三九	一五九	四九	二二一	一四四	九八	一五九	九五	一五六	五九	二〇〇
九七三	四五	三七	一〇	四七	四	四	一〇	二二	二三	一一	九	七	四六	七	一〇	一〇	二一	二一	二	四八	一四	二二	六四	一一	一〇	四三	
一三九	四	四	三	三	三	二	六	一	一	一	三	七	三	三	一	三	三	三	四	四	二	一	三	一	五	三	

陸軍ノ部



恤兵献金

金貳拾九圓六拾壹錢也	蠶絲專門學校修已寮	大泉和也殿
金貳圓六拾參錢也	海野町	八木みち江殿
金五圓也	丸堀	青島ミサオ殿
金五圓也	丸堀	青島キヨ殿
金拾六圓五拾錢也	丸堀	青島 佃殿
金六圓五拾錢也	馬場町第二十第二十一隣組一同殿	
金拾圓也	西脇	古澤午之丞殿
金五圓也	南部軍友會常田町班代表	酒井政治殿
金貳圓七拾錢也	諏訪部第九隣組 代表	成澤龜太郎殿
金參圓五拾錢也	三好町	内山ちよ殿
金壹圓貳錢也	南國民學校三年一組代表	松林 實殿
金貳圓八拾錢也	諏訪部第十隣組 代表	成澤 龜太郎殿
金五圓五拾參錢也	諏訪形	北條友一殿
金五圓也	北常田天理教上田分教會代表	清水一太郎殿
金九拾五錢也	上川原柳町	及川ツギ殿
金貳拾圓也	中常田	大塚鹿平殿
金貳拾圓也	丸堀	村瀬 多比殿
金壹圓壹錢也	南少年團	新參町分團殿
金貳圓七拾錢也	諏訪部第十隣組 代表	成澤 龜太郎殿
金六圓四拾壹錢也	城下國民學校 代表	宮下 基殿
金拾圓也	新參町	清水森造殿
金五拾圓也	海野町	川上菊二殿
金五圓也	材木町	山邊かめの殿
金五拾錢也	材木町	渡邊よし子殿

金六圓四拾錢也	松尾町	代表	輿水一郎殿
金拾參圓也	上田製パン	代表	瀧澤幸次郎殿
金五圓也	中常田		坂井幸三郎殿
金拾圓也	諏訪形		吉田一元殿
金貳圓四拾四錢也	上房山町		荒井信明殿
金拾圓也	下房山町		宮下幹雄殿
金貳圓五圓也	上田木炭小賣商業組合	代表	北澤島太郎殿
金壹圓四拾七錢也	新町		森山くま殿
金貳圓也	新田女子青年團	代表	山寺富貴殿
金拾參圓也	愛宕町		細谷友子殿
金拾圓也	上田製パン	代表	瀧澤幸次郎殿
金拾圓也	日ノ出町		關谷茂殿
金貳圓七拾錢也	諏訪部第十隣組	代表	成澤龜太郎殿
金五圓也	女青下常田分團	代表	小泉和子殿
金五圓也	南天神町		上原勝殿
金貳圓貳拾錢也	海野町		綿貫清次郎殿
金貳圓也	小縣郡殿城村		武捨とき子殿
金貳圓七拾錢也	諏訪部第十隣組	代表	成澤龜太郎殿
金五圓九拾錢也	上常田		田尻團治郎殿
金五拾圓也	木町		宮崎菊作殿
金五圓也	材木町		山本嘉一郎殿
金貳圓七拾錢也	鎌原町		駒澤八助枝殿
金參圓也	諏訪部第十隣組	代表	成澤龜太郎殿
金七圓也	上紺屋町		齋藤藤次郎殿
金拾七圓貳拾錢也	田町		高橋宇太郎殿
金貳圓也	中常田		坂本良介殿
金五拾圓也	北天神町		吉村和夫殿
金五拾圓也	松尾町		小林浦治殿
金五拾圓也	三好町		星野七四郎殿

金五圓五拾錢也	下紺屋町		白井正三殿
金貳圓五拾錢也	南天神町		守矢甚太郎殿
金五拾圓也	諏訪形 美吉野炭鑛内		森本久衛門殿
金拾四圓也	材木町上田製パン	代表	瀧澤幸次郎殿
金拾五圓也	原町		關喜子殿
金壹圓也	北大手町		佐藤圖志子殿
金貳圓七拾錢也	諏訪部第十隣組	代表	成澤龜太郎殿
海軍ノ部			
金拾圓五拾錢也	馬場町	青年團	清水秀男殿
金四圓也	鐘紡工場	女子青年團	今井多仁子殿
金拾壹圓貳拾七錢也	常田町		鈴木幸夫殿
金五圓也	松尾町第三第四第五隣組		藤田恒夫殿
金拾圓也	西脇		古澤午之丞殿
金五圓也	南部軍友會常田町班代表		酒井政治殿
金拾六圓六拾八錢也	松尾町		山丸カユ殿
金拾五圓也	田町		前田梅殿
金五圓也	北常田天理教上田市分教會代表		清水一太郎殿
金五圓也	愛宕町第十五隣組子供常會代表		金井清司殿
金拾參圓四拾參錢也	眞言宗本願寺派上田教會世話人		阿部伊作殿
金拾圓也	北常田		林武敏殿
金貳圓七拾錢也	原町南區		原花殿
金貳圓貳拾五錢也	新參町少年團	代表	山極隆司殿
金拾六圓拾九錢也	中常田		笠原組多條練絲部從業部一同殿
金拾圓也	幸町		金井吉江 外五名殿
金貳拾圓也	丸堀區		村瀬 勉殿
金參圓貳拾五錢也	中常田下川原子供隣組代表		藤原廣重殿
金五圓也	中之條		田中志世殿

◎ 告 示

上田市告示第五一號

市會ノ議決ヲ經タル昭和十七年度
上田市歳入出第五回追加更正豫算ノ
要領左ノ通り

昭和十七年九月二十八日

上田市長 淺井 敬吾

記

昭和十七年度上田市歳入出

第五回追加更正豫算

歳 入

第四款 地方分與稅

四五、〇四六

第一款 配付稅

四五、〇四六

第七款 財産ヨリ生ズル收入

八、八八六

第一款 基本財産收入

八、二九〇

第一〇款 國庫補助

第八項 公共團體資源

特別回收補助 三、〇七八

第二款縣 補助金

第一〇項 土木費補助

二六、六三〇

第一款 寄附金

一〇九、六五八

第一款 市費指定寄附金

一八、六六二

第七款 繰越金

第一項 前年度繰越金

一五七、八九五

第一款 雜收入

第四項 雜 入

第十九款 市債

第一項 市債

歳入合計

九八七、一二六

歳 出

經常部

第四款 役所費

第三項 雜給

第六款 各國民學校費

第一項 雜給

第一八款 市勢振興費

第一款 計畫費

第二五款 諸稅負擔

第二項 負擔

經常部計

歳 出

第一款 國民學校營繕費

臨時部

臨時部

臨時部

臨時部

臨時部

第一款 營繕費

第六款 寄附金

第三項 土木費寄附金

第一款 土木費

第五款 災害應急費

第三款 防空費

第一款 防空實施費

第一款 役所營繕費

第一款 役所營繕費

第一款 雜支出

第一款 雜支出

第一款 雜支出

歳出合計

九八七、一二六

上田市告示第五二號

臨時建築事務局設置規程左ノ通定

昭和十七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年九月三十日

上田市長 淺井 敬吾

臨時建築事務局設置規程

第一條 本市請負ノ建築事業ヲ處理

スル爲臨時建築事務局ヲ設置ス

第二條 臨時建築事務局ノ組織ハ左

ノ通りトス

局長 市長之ニ當ル

次長 助役ヲ以テ之ニ充ツ

第一建築部 委員若干名

第二建築部 委員若干名

總務課 課長及課員若干名

企畫課 同

建築課 同

資材課 同

會計課 同

第三條 臨時建築事務局ノ職務權限

ハ左ノ通りトス局長ハ建築事業一切

ヲ總理シ部内ノ職員ヲ指揮監督ス

次長ハ局長ヲ補佐シ局長事故アル

トキハ之ヲ代理ス

各建築部委員ハ其部ニ屬スル建築

事業ヲ掌理ス

委員ハ互選ニ依リ委員長、副委員

長各一名、専門委員三名ヲ定ムル

モノトス

委員長ハ局長ノ命ヲ承ケ其部ニ屬

スル建築事務ノ一切ヲ統轄ス

副委員長ハ委員ヲ補佐シ委員長事

故アルトキ之ヲ代理ス

専門委員ハ委員長ノ命ヲ承ケ常時

建築事業ノ計畫及運営ニ當リ事業

ノ通りトス

ノ通りトス

ノ通りトス

ノ通りトス

ノ執行ヲ督勵シ且部外トノ交渉事
項ヲ掌ルモノトス

各課長ハ局長ニ直屬シ其課ノ事務
ヲ掌理ス

第四條 第二條ニ定ムル各課ノ分掌

事務ハ左ノ通トス

總務課 豫算資料ノ整備及之方執

行ニ關スル事項

人事ニ關スル事項

文書ノ收受發送ニ關スル事項

其他庶務ニ關スル事項

企畫課 建築事業ノ企畫ニ關スル

事項

部外トノ接涉ニ關スル事項

建築課 建築工事ノ設計及執行ニ

關スル事項

資材課 資材ノ蒐集調達及確保ニ

關スル事項

會計課 特別會計ニ屬スル收入、

支出ニ關スル事項

決算ニ關スル事項

第五條 項其他特別會計ニ關スル事項

本規程ニ定ムルモノノ外ハ
總テ本市ノ吏員ニ關スル職制及處
務並ニ給與ニ關スル諸規定ヲ準用

臨時建築事務局
第一第二各部委員

第一建築部委員 十四人

◎印委員長 ○印刷委員長 □印專
門委員 (議席順)

唐澤 勇 飯島 隆快

小宮山 壽 宮島 三平

◎成澤 淺水 小柳 平三郎

佐々木 卓一 □堀内 正嗣

□手塚 初十郎 □成澤 三十郎

○長谷部 賢 田中 傳太郎

葛西 熊吉 小林 九十九

第二建築部委員 十三人

小島 大治郎 山浦喜武太郎

水野 鼎藏 ◎松尾 時次郎

荒井 民次郎 □矢野 泉

□手塚 要次郎 中澤 丙三

島田 甲子郎 荻野 政二

○松井 鳳平 □小山 昌造

田口磯右衛門 (議席順)

臨時建築事務局職員任命

會計課長事務取扱兼務
上田市収入役 廣瀬 淳

總務課長兼務
上田市主事 小林英一郎

企畫課長兼務

同 手塚 秀雄

建築課長兼務

上田市技師 依田 章次

資材課長兼務

上田市主事 三井 房次

(各通)臨時建築事務局「頭書」ヲ命ス

昭和十七年十月十五日

上田市役所

記

總務課兼務

上田市主事補 藤澤 勝利

同

同 中田 保三

同

同 上田市書記 武田 恒雄

同

同 上田市書記補 阿部 正文

建築課兼務

上田市技手 土屋 親治

同

同 宮入 明使

資材課兼務

同 同 內藤 友喜

同 久保 幸男
同 同 秋山 和躬

(各通)臨時建築事務局「頭書」ヲ命ス
昭和十七年十月十五日

上田市役所

北部地帯工場用地買収委員囑託

市會議員 松尾 時次郎

同 手塚 初十郎

同 手塚 要次郎

同 飯島 隆快

同 山浦喜武太郎

同 區長 島川 貞次郎

同 同 林 幸助

同 同 田中 昌三郎

同 同 小宮山 數馬

各通

上田市北部地區工場用地買収專門委
員ヲ囑託ス

區長 溝口 功

同 岡崎 袈裟男

同 同 永野 嘉十郎

同 同 宮川 秀男

同 同 手塚 陽三

同 同 宮川 孝次郎

同 成澤 八郎
 同 成澤 伊吉
 同 安藤 義信
 同 大井 直次郎
 各 通

上田市北部地區工場用地買收委員ヲ
 囑託ス(以上)昭和十七年十月十五日
 上 田 市 役 所

尙委員協議ノ結果左ノ通り委員長外
 選任セリ

委員長 飯島 隆 快
 副委員長 島川 貞次郎
 庶務會計 松尾 時次郎
 同 田中 昌三郎
 同 小宮山 數馬

上田市告示第五三號

臨時上田市有給吏員

設置ニ關スル件

臨時上田市有給吏員設置ニ關スル
 規程左ノ通定メ昭和十七年十月一日
 ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年九月三十日

上田市長 淺井 敬吾

記

一、本市ハ請負ヲナシタル建築事業
 ヲ處理スル爲臨時ニ左ノ有給吏員
 ヲ設置ス
 一、建築技師 一名
 一、建築技手 二名
 一、建築書記 一名

上田市告示第五四號

所得調査委員

花岡 爲 雄
 飯島 新三郎
 水野 鼎 藏
 成澤 忠兵衛
 田口磯右衛門
 柳澤 章三郎
 土屋 彌十郎
 増澤 兵 衛
 三戸部 政木
 田中 昌三郎

所得調査委員補缺員

右上田稅務署所轄内市部所得調査委
 員及同補缺員ニ當選ス

昭和十七年十月十一日

上田市長 淺井 敬吾

上田市告示第五五號

昭和十七年九月十五日現在ニ依リ

調製シタル衆議院議員選舉人名簿ヲ
 昭和十七年十一月五日ヨリ十五日間
 毎日午前九時ヨリ午後四時迄當市役
 所ニ於テ關係者ノ縱覽ニ供ス
 昭和十七年十月二十日
 上田市長 淺井 敬吾

上田市告示第五六號

昭和十七年九月十五日現在ニ依リ
 調製シタル市會議員選舉人名簿ヲ昭
 和十七年十一月五日ヨリ十五日毎日
 午前九時ヨリ午後四時迄當市役所ニ
 於テ關係者ノ縱覽ニ供ス

昭和十七年十月二十日

上田市長 淺井 敬吾

戦時生活の刷新と

國民貯蓄の増強はこの戦時財政經濟を賄ふ上に缺くことの出来ない要件であることは、囁々を要しませんがこれが爲にはわれわれは現在に幾層倍する努力を以て勤勞に勵み生産能力を増進すると共に戦時生活を徹底的に刷新改善して其の實踐貫徹を期さねばなりません。

事變以來冠婚葬祭等古來の儀禮的行事も相當自肅されては參りましたが、結婚費用の如き最近長野縣下主要都市について調査したものに依りますと、その平均は上流二千二百餘圓中流一千餘圓、下流五百圓餘と云ふ状態で、まだまだ生ぬるい感が深いのであります。この際眞に自肅刷新を圖つて専ら將來の福祉を第一義として簡素と嚴肅に重點を置き、節約冗費を擧げて長期安定性のある貯蓄に振り向けてゆくと云ふことは極めて適切なことであります。

郵便年金制度の利用について

郵便年金は一定の金額を積立て、置き、年金受取人の生存を條件として毎年一定の金額を終身間又は約束した期間支拂ふ制度であつて、丁度恩給の様なものであります。従つて戦時下貯蓄増強の使命を果し乍ら老後の生活安定の上にも、愛兒の育成を助長する上にも、乃至は國民生活を確保する爲にも、廣く一般に利用されて然るべき制度であります。

來る十一月、十二月は大藏、内務、遞信各省及大政翼賛會主催の下に全國一齊に郵便年金普及運動を展開することになりました。市民各位には戦時財政經濟推進の爲に本運動に對し何卒十分の協力と支持を寄せられんことを切望致します。

青年學校季節授業開始

男子季節部 (夜間)

十一月四日午後七時ヨリ中央國民學校ニ於テ

女子季節部 (晝間)

十二月一日午前九時ヨリ北國民學校ト城下國民學校ニテ

右ノ通り授業ヲ開始致シマスカラ入學適齡者ハ時局下青年教育ノ重要性ニ鑑ミ進ンデ入學セラレタシ。

入學ノ手續キハ口頭ニテ市役所教育課又ハ直接學校ヘ申込メバヨイノデアリマス。